

1 長野市交通・災害遺児等福祉年金の見直しについて

当制度は、創設から 30 年以上が経過する中で、当初 200 人を超えていた支給対象者は、その後の交通事故の減少に伴い減少し、最近では 30 人程度となっているが、この間、遺族年金や保険制度、さらには母子家庭等に対する各種福祉施策など交通・災害遺児等に対する支援策が整備されてきている。一方で、交通事故・災害事故以外の遺児については、当制度の支給対象者となっていないなどの不均衡も指摘されている。

以上のような状況を踏まえ長野市交通・災害遺児等福祉年金については、次のとおり見直すことが適当である。

記

- (1) 支給対象者は、父又母が交通事故、災害事故、病気等により死亡し、又は障害者となった児童（以下「遺児等」という。）の保護者とすること。
- (2) 支給時期は、遺児等になった時、並びに遺児等が小・中学校入学時及び中学校卒業時とし、激励金として支給すること。
- (3) 支給額は、遺児等 1 人につき 1 万円とすること。

（見直しの概要は裏面のとおり）

見直しの概要

	現 行	見直し案
支給対象者	父又は母が交通事故若しくは災害事故により死亡し、又は障害者となった児童の保護者	父又は母が交通事故、災害事故、病気等により死亡し、又は障害者となった児童の保護者
支給時期等	8月1日(基準日)に受給資格を有する者に、毎年8月に福祉年金として支給 所得制限有り 児童扶養手当法の例による。	遺児等になった時、並びに遺児等が小・中学校入学時及び中学校卒業時に激励金として支給 所得制限有り 児童扶養手当法の例による。
支給額	遺児等1人につき年額6万円	遺児等1人につき1万円